

☆☆☆ マル学被保険者制度 ☆☆☆

マル学被保険者制度とは・・・行橋市の国民健康保険に加入中の方が大学・高校などへ通学するため、ご両親から離れて生活（住民票も市外に移す）する場合、特例として行橋市から保険証を発行します。これは学校所在地などの都市の保険財政に多大な負担をかけないためのものです。

※ただし、住民票を市外に移していない方は手続き不要です。

新規の方（今年、入学をされる方など）

- ・在学証明書
- ・住所地の住民票
- ・世帯主の印鑑（シャチハタ不可）
- ・手続きに来る方の身分証明書（免許証、通帳など）
- ・発行済の場合、ご本人の国民健康保険証

更新の方

- ・新年度の在学証明書
- ・世帯主の印鑑（シャチハタ不可）
- ・手続きに来る方の身分証明書（免許証、通帳など）

卒業した（就職した方含む）・退学した方

- ・卒業証明書（就職した方は社会保険証、退学した方は退学証明書）
- ・世帯主の印鑑（シャチハタ不可）
- ・手続きに来る方の身分証明書（免許証、通帳など）

※卒業後、社会保険に加入しない場合、行橋市ではなく住民票所在地の市町村の国保に加入する必要があります。その場合、行橋市国民健康保険資格喪失証明が必要になると考えられますので、国民健康保険係までご相談ください。